

建設部各課（室）長 様
建設部現地機関の長 様

技術管理室長

交通誘導警備員労務単価の見積を活用した予定価格設定の試行
について（通知）

令和 2 年 12 月 16 日付け 2 建政技第 290 号において、施工歩掛及び材料単価について見積を活用して予定価格を設定する試行を通知したところですが、交通誘導警備員の労務単価についても、設計労務単価と実勢価格との間に乖離が生じる場合も想定されることから、下記のとおり見積を活用した予定価格の設定を試行的に実施しますので、適切な業務執行をお願いします。

なお、市町村へは別途参考送付済みです。

記

1 対象工事

建設部が入札公告を行う全ての工事（建築工事は除く）で、交通誘導警備員の設計労務単価と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落となった工事。

2 予定価格の設定

交通誘導警備員の労務単価について、入札参加者が提出した工事費内訳書等により、乖離が生じたと判断された場合、徴収した見積を活用して予定価格を設定する。

見積の徴収方法及び単価の採用方法は、積算基準書 P I - 2 - ① - 2 に記載のとおりとし、見積により設定した労務単価については、公告時に公表する。

ただし、見積徴収及び単価の採用にあたっては、別紙に記載の内容について、ご留意願います。

※積算基準書・・・国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）

3 適用日

令和 3 年 2 月 1 日以降に起工起案する工事に適用する。

建設部建設政策課技術管理室（基準指導班）
（室長）青木 謙通（担当）塚田 博
電 話：026-235-7323（直通）
F A X：026-235-7482
E-Mail：gijukan-ki junshido@pref. nagano. lg. jp

見積徴収にあたっての留意事項

- 1 次の①～④の関する給与及び手当の総計を労務単価として、見積書の提出を求めると。

- ①基本給相当額
- ②基準内手当（通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③臨時の給与（賞与等）
- ④実物給与（食事の支給等）

$$\begin{array}{c} \text{公共工事設計労務単価} = \text{① 基本給相当額} + \text{② 基準内手当} + \text{③ 臨時の給与} + \text{④ 実物給与} \\ \underbrace{\hspace{10em}}_{\text{所定労働時間内 8 時間当たり}} \quad \underbrace{\hspace{10em}}_{\text{所定労働日数 1 日当たり}} \end{array}$$

- 2 提出された見積単価について、次の①～③に該当する賃金、手当及び経費が見積単価に含まれていないことを確認すること。

- ①時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ②通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

- 3 週休2日の対象工事については、労務単価の補正について注意すること。